

## 令和 4 年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について (概要版)

厚生労働省が実施した、令和 4 年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

### 【調査結果の全体像】

		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
養護者による虐待	相談・通報件数	657 件	609 件	637 件	607 件	569 件
	虐待判断件数	315 件	301 件	379 件	370 件	350 件
	被虐待者数	316 人	312 人	393 人	378 人	358 人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	25 件	22 件	27 件	41 件	35 件
	虐待判断件数	7 件	6 件	8 件	11 件	17 件
	被虐待者数	11 人	7 人	12 人	10 人	17 人

(注) 被虐待者数は、特定ができた方のみ的人数。

### 1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報受理件数

- 県内で受け付けた相談・通報件数は 657 件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は 315 件、被虐待者数は 316 人でした。

#### (2) 相談・通報者

- 「介護支援専門員」が 265 人 (40.3%) と最も多く、次いで「警察」が 91 人 (13.9%)、「当該市町行政職員」が 72 人 (11.0%) でした。

表 1 相談・通報者 (複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明 (匿名含)	合計
R4 年度	人	265	54	28	12	17	43	48	15	72	91	37	2	684
	割合	40.3%	8.2%	4.3%	1.8%	2.6%	6.5%	7.3%	2.3%	11.0%	13.9%	5.6%	0.3%	—
R3 年度	人	228	40	27	10	22	30	47	10	62	114	42	0	632
	割合	37.4%	6.6%	4.4%	1.6%	3.6%	4.9%	7.7%	1.6%	10.2%	18.7%	6.9%	0.0%	—

(注) 割合は、相談・通報件数 (R4: 657 件、R3: 609 件) に対するもの。

#### (3) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 197 人 (62.3%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 122 人 (38.6%)、「介護等放棄」が 64 人 (20.3%)、「経済的虐待」が 48 人 (15.2%)、「性的虐待」が 1 人 (0.3%) でした。

表 2 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R4 年度	人	197	64	122	1	48	432
	割合	62.3%	20.3%	38.6%	0.3%	15.2%	—
R3 年度	人	218	59	86	2	48	413
	割合	69.9%	18.9%	27.6%	0.6%	15.4%	—

(注) 割合は、被虐待者の総数 (R4: 316 人、R3: 312 人) に対するもの。

#### (4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、最も深刻な「最重度」に該当するのは19人（6.3%）でした。

表3 虐待の深刻度（各市町の判断によるもの）

4段階による判断		4 最重度	3 重度	2 中度	1 軽度	合計
R4年度	人	19	46	81	158	304
	割合	6.3%	15.1%	26.6%	52.0%	100.0%
R3年度	人	13	43	131	125	312
	割合	4.2%	13.8%	42.0%	40.1%	100.0%

(注) 割合は、虐待の深刻度が判断できる被虐待者の総数（R4：304人、R3：312人）に対するもの。  
深刻度の判断は、令和4年度（令和3年度分対象）調査より下記の4段階による判断に変更。

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身の重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

#### (5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が228人、「男性」が88人でした。
- 年齢階層別では、「80～84歳」が71人（22.5%）と最も多く、次いで「85～89歳」が70人（22.2%）、「75～79歳」が60人（19.0%）でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上（認知症はあるが自立度不明含む）の人は210人（66.5%）でした。

(注) 自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している  
自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる  
自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする  
自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする  
自立度Ⅴ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
R4年度	人	88	228	0	316
	割合	27.8%	72.2%	0.0%	100.0%
R3年度	人	91	221	0	312
	割合	29.2%	70.8%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R4：316人、R3：312人）に対するもの。

(注) [参考値] 65歳以上の人口370,834人のうち、男性165,167人（44.5%）、女性205,667人（55.5%）  
75歳以上の人口192,141人のうち、男性 79,336人（41.3%）、女性112,805人（58.7%）  
（『令和4年滋賀県推計人口年報』より）

表5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R4年度	人	20	39	60	71	70	56	0	316
	割合	6.3%	12.3%	19.0%	22.5%	22.2%	17.7%	0.0%	100.0%
R3年度	人	18	36	64	79	73	42	0	312
	割合	5.8%	11.5%	20.5%	25.3%	23.4%	13.5%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R4：316人、R3：312人）に対するもの。

表6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち介護保険認定済み	
				うち認知症または認知症疑い
R4年度	人	316	261	210
	割合	-	82.6%	66.5%
R3年度	人	312	236	189
	割合	-	75.6%	60.6%

(注)割合は、被虐待者の総数（R4：316人、R3：312人）に対するもの。

(注)「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数（認知症はあるが自立度不明含む）。

## (6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が126人（37.1%）と最も多く、次いで「夫」が79人（23.2%）、「娘」が51人（15.0%）、「妻」が43人（12.6%）でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
R4年度	人	79	43	126	51	13	3	8	2	15	0	340
	割合	23.2%	12.6%	37.1%	15.0%	3.8%	0.9%	2.4%	0.6%	4.4%	0.0%	100.0%
R3年度	人	71	35	133	46	14	2	8	8	11	0	328
	割合	21.6%	10.7%	40.5%	14.0%	4.3%	0.6%	2.4%	2.4%	3.4%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待者の総数（R4：340人、R3：328人）に対するもの。

## (7) 虐待への対応策について

- 令和4年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和4年度中に新たに被虐待者と判断された人（316人）と令和3年度までに被虐待者と判断され、引き続き対応が必要とされた人（276人）の合計592人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が72人（12.2%）で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が30人（41.7%）、「契約による介護保険サービスの利用」が23人（31.9%）でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、323人（54.6%）で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が241人（74.6%）、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が121人（37.5%）でした。

表8 分離の有無

	R4年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	72	12.2%	72	12.1%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	323	54.6%	361	60.7%
現在対応について検討・調整中の事例	5	0.8%	5	0.8%
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	56	9.5%	68	11.4%
その他	136	23.0%	89	15.0%
合計	592	100.0%	595	100.0%

(注) 合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表9 分離を行った事例の対応

	R4年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	23	31.9%	21	29.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	-	2	-
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	30	41.7%	26	36.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	17	-	15	-
緊急一時保護	4	5.6%	5	6.9%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	-	1	-
医療機関への一時入院	8	11.1%	9	12.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	-	1	-
上記以外の住まい・施設等の利用	5	6.9%	6	8.3%
上記のうち面会の制限を行った事例	2	-	4	-
虐待者を高齢者から分離(転居等)	1	1.4%	2	2.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	-	0	-
その他	1	1.4%	3	4.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	-	1	-
合計	72	100.0%	72	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	22	-	24	-

(注) 割合は、分離を行った事例の総数(R4:72人、R3:72人)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	R4年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	241	74.6%	259	71.7%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6	1.9%	9	2.5%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	31	9.6%	36	10.0%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	121	37.5%	113	31.3%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	19	5.9%	12	3.3%
その他の対応	65	20.1%	81	22.4%
経過観察(見守り)	29	9.0%	36	10.0%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数(R4:323人、R3:361人)に対するもの。

## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報受理件数

- 県内で受け付けた相談・通報件数は25件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は7件、被虐待者数は11人でした。

### (2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「家族・親族」、「当該施設職員」が各7人(28.0%)と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が4人(16.0%)、「その他」が3人(12.0%)でした。

表11 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
		R4年度	人	1	7	7	1	4	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	割合	4.0%	28.0%	28.0%	4.0%	16.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	12.0%	8.0%	-
R3年度	人	0	2	13	2	2	1	1	0	2	0	0	0	1	0	3	27
	割合	0.0%	9.1%	59.1%	9.1%	9.1%	4.5%	4.5%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	13.6%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(R4:25件、R3:22件)に対するもの。

### (3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が2件(28.6%)、「介護老人保健施設」、「(介護付き)有料老人ホーム」、「短期入所施設」、「通所介護等」、「その他」が各1件(14.3%)でした。

表12 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	2	28.6%	2	33.3%
介護老人保健施設	1	14.3%	0	0.0%
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	0	0.0%	0	0.0%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	2	33.3%
(介護付き)有料老人ホーム	1	14.3%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	0	0.0%	0	0.0%
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
短期入所施設	1	14.3%	0	0.0%
訪問介護等	0	0.0%	1	16.7%
通所介護等	1	14.3%	1	16.7%
居宅介護支援等	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	14.3%	0	0.0%
合計	7	100.0%	6	100.0%

(注) 割合は、虐待のあった施設の総数(R4:7件、R3:6件)に対するもの。

### (4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が9件(81.8%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が4件(36.4%)、「介護等放棄」が2件(18.2%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
		R4年度	人	9	2	4	0
	割合	81.8%	18.2%	36.4%	0.0%	0.0%	-
R3年度	人	5	1	3	0	0	9
	割合	71.4%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者の総数(R4:11人、R3:7人)に対するもの。

## (5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が9人（81.8%）、「男性」が2人（18.2%）でした。
- 年齢は、「85～89歳」が4人（36.4%）と最も多く、次いで「95～99歳」が3人（27.3%）、「80～84歳」が2人（18.2%）でした。

表14 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R4年度	人	2	9	0	11
	割合	18.2%	81.8%	0.0%	100.0%
R3年度	人	2	5	0	7
	割合	28.6%	71.4%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R4:11人、R3:7人）に対するもの。

(注) [参考値] 65歳以上の人口370,834人のうち、男性165,167人（44.5%）、女性205,667人（55.5%）

75歳以上の人口192,141人のうち、男性 79,336人（41.3%）、女性112,805人（58.7%）

（『令和4年滋賀県推計人口年報』より）

表15 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
R4年度	人	0	0	1	2	4	1	3	0	0	11
	割合	0.0%	0.0%	9.1%	18.2%	36.4%	9.1%	27.3%	0.0%	0.0%	100.0%
R3年度	人	0	1	1	0	3	2	0	0	0	7
	割合	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R4:11人、R3:7人）に対するもの。

## (6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は、「介護職」が8人（80.0%）と最も多く、次いで「管理職」、「施設長」が各1人（10.0%）でした。

表16 虐待者の職種

	R4年度		R3年度	
	人	割合	人	割合
介護職	8	80.0%	11	78.6%
（介護福祉士）	3	30.0%	3	21.4%
（内訳）（介護福祉士以外）	0	0.0%	6	42.9%
（介護福祉士か不明）	5	50.0%	2	14.3%
看護職	0	0.0%	1	7.1%
管理職	1	10.0%	0	0.0%
施設長	1	10.0%	1	7.1%
経営者・開設者	0	0.0%	1	7.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	10	100.0%	14	100.0%

(注) 割合は、虐待を行った従事者の総数（R4:10人、R3:14人）に対するもの。

## (7) 虐待事案への対応状況

- 令和4年度に市町が対応を行った虐待事案14件（対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む）について、12件は市町により「施設等に対する指導」、11件は「改善計画提出依頼」が行われました。
- 介護保険法の規定に基づく権限の行使が1件、老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はありませんでした。

表17 虐待事案への対応状況（複数回答）

		R4年度		R3年度	
		件数	割合	件数	割合
市町による指導等	施設等に対する指導	12	85.7%	13	100.0%
	改善計画提出依頼	11	78.6%	13	100.0%
	従事者等への注意・指導	10	71.4%	7	53.8%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	7.1%	0	0.0%
	改善勧告	0	0.0%	0	0.0%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部または一部停止	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

（注）割合は、対象年度に対応を行った虐待事案（対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む）の総数（R4：14件、R3：13件）に対するもの。

### 3. 本県の特徴・取組等

#### （1）本県の特徴

相談・通報者の内訳を見ると、養護者による虐待については、「介護支援専門員」が40.3%（全国平均26.6%）となっており、身近な介護福祉関係者からの相談・通報が全国平均と比較して高い割合を占めています。

このことから、本県では介護支援専門員が相談・通報に大きな役割を果たしており、それが虐待事案を潜在化させることなく、虐待事案の発見につながっているものと考えられます。

#### （2）本県の取組

##### ①相談支援

- 市町や地域包括支援センター、介護事業所向けの相談窓口の設置や研修等による人材育成、県民への啓発セミナーの開催等を行う「滋賀県高齢者権利擁護支援センター」を設置し、当センターへの委託業務の一つとして、市町の保健福祉関係者等に対して、虐待に係る困難事例や成年後見制度等、権利擁護支援についての専門的・技術的な相談支援（電話・現地相談）を実施。
- 認知症の人や家族等が気軽に相談することができるよう「滋賀県もの忘れ介護相談室」を設置し、介護経験者による電話相談や介護者のつどい等を実施。

##### ②介護福祉関係者等の研修

- 滋賀で培われてきた福祉の理念、価値観を学び、介護職としての誇りを醸成する階層別の研修会を開催。
  - ・ 滋賀の福祉人育成研修
    - 〔新任期：51名修了、中堅期：35名修了、チームリーダー：27名修了予定、管理職：27名修了〕

- 市町の保健福祉関係者や養介護施設従事者に対して、高齢者虐待に関する理解を深め、対応方法等を学ぶ研修会等を開催。
  - ・ 養護者による高齢者虐待対応初任者研修  
[令和5年6月7日（44名参加）]
  - ・ 高齢者虐待対応研修会  
[令和5年7月13日（45名参加）、7月14日（46名参加）]
  - ・ 権利擁護推進員（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修  
[令和5年8月22日（29名参加）、9月19日（27名参加）、  
10月30日（24名参加）、自施設等実習60日間、  
令和6年1月31日（24名参加予定）]
  - ・ 身体拘束ゼロセミナー  
[令和5年6月13日（447名参加）]

### ③県民等への啓発

- 県民等に対して、高齢者虐待に関する問題意識を喚起するため、啓発セミナーを開催。
  - ・ 高齢者虐待防止セミナー  
[令和5年12月5日（56名参加）]

### (3) 今後の取組

養護者による虐待の発生要因として、「介護疲れ・介護ストレス」や「介護力の低下や不足」「知識・情報の不足」などが高い割合を占めていることから、市町や地域包括支援センター等を対象として、養護者（介護者）支援の視点を含む高齢者虐待防止等に係る研修を実施してまいります。

また、被虐待者のうち、認知症の症状を有する人の割合が高いことから、介護従事者はじめ認知症の人に関わる専門職等の対応力向上研修を引き続き実施するとともに、認知症に関する正しい理解や認知症の人の社会参加等の促進など、本人・家族等を地域で支える取組を進めてまいります。

要介護施設従事者等による虐待の発生要因の一つとして、「職員の業務負担の大きさ」が挙げられており、介護事業所における見守り機器等の介護ロボットの導入や介護記録・報酬請求等のICT化を支援し、介護現場の業務の効率化を推進することにより、介護従事者の負担軽減を図ってまいります。



## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成 17 年法律第 124 号 平成 18 年 4 月 1 日施行)

### 1 目的（法第 1 条関係）

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、高齢者虐待の防止等にかかる施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 2 定義（法第 2 条関係）

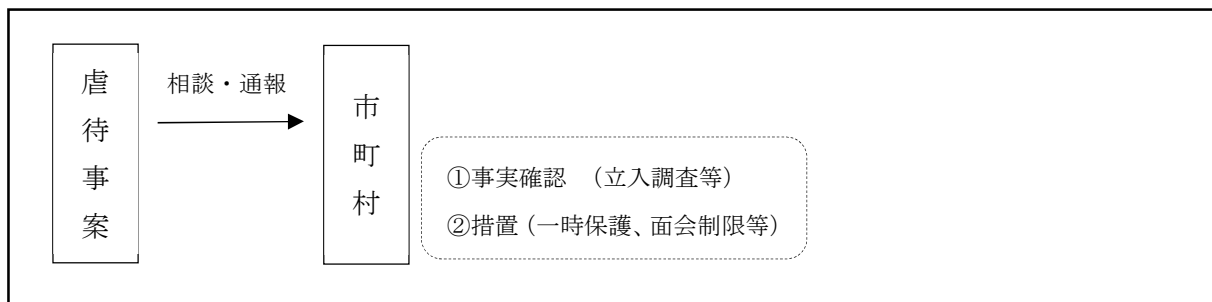
「高齢者」：65 歳以上の者(65 歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)

「高齢者虐待」：①養護者による高齢者虐待  
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「高齢者虐待の類型」：①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、  
③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

### 3 県・市町における高齢者虐待防止法等にかかる対応

#### ①養護者による高齢者虐待（法第 6 条～19 条関係）



#### ②養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第 20 条～25 条関係）

